

第2期益城町子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって

平成31年2月18日（月）
益城町

■第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

(1) 現計画の概要

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「益城町総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図っています。

①子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、市町村は国の定める基本指針に即して、事業の計画的な推進を図るため、5年を1期とする計画を作ることが義務付けられています。

■子ども・子育て支援事業計画の記載事項（現計画）

- 教育・保育の提供区域の設定
- 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

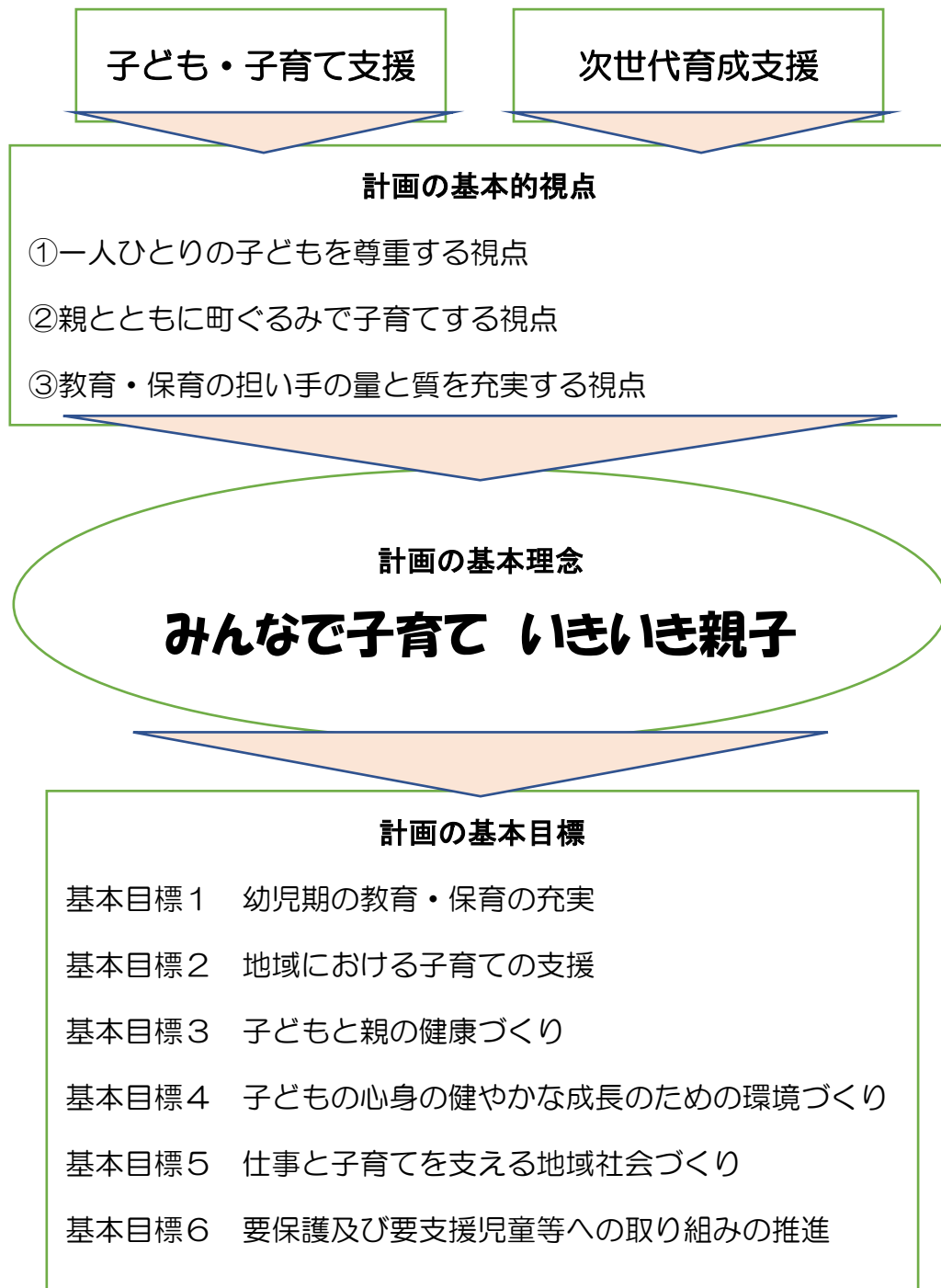
②次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法では、市区町村は「地域における子育ての支援、母性並びに乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画」を策定することができるものと定められています。

■現計画に記載されている内容

- 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保
- 安全安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み
- 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた取り組み
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

■現計画の体系イメージ



(2) 第2期計画の策定について

第2期計画の策定にあたっては、現計画と同じく子ども・子育て支援法が定める内容を踏まえるとともに、国が示している「子育て安心プラン」※¹及び「新・放課後子ども総合プラン」※²の内容も併せて反映する必要があります。

また、2019年10月より予定されている幼児教育・保育の無償化※³の施行の影響を考慮して、適切な見込み量を推計することも重要です。

※1 子育て安心プラン

平成29年6月、「待機児童解消加速化プラン」の後継策として「子育て安心プラン」を策定しました。

その内容は、2022年（平成34年）度末までの5年間で新たに約32万人の保育の受け皿を整備するとともに、遅くとも2020年（平成32年）度末までに待機児童の解消を図ることとしています。

※2 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年（平成33年）度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年（平成35年）度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備すること等を目指した「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に公表されています。

※3 幼児教育の無償化

平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「幼児教育の無償化」の方針が示され、消費税率引き上げ時の2019（平成31）年10月1日からの実施を目指しています。

■第2期計画の策定における必要事項

①アンケート調査の実施及び見込み量の検討
②計画の記載事項の確認
③現計画の評価
④子ども・子育て会議における検討及び意見聴取

①アンケート調査の実施及び見込み量の検討

本調査は、「第2期 益城町 子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するために、市民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。併せて、子どもや保護者の現状、子育てに関する環境や町民意識の把握を行います。新しい計画の策定に合わせて、5年に1度実施しています。

調査票については、国が示している調査項目をベースとし、子育ての現状や意識などに関する市の独自設問を追加します。

■調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学1年生～6年生の保護者
対象者数	約1,000世帯	約1,000世帯
調査方法	郵送による配布・回収	
回収率(見込)	約50%	約50%

■調査項目

調査項目	
未就学児童対象	小学生児童対象
●お子さんご家族の状況について ●子どもの育ちをめぐる環境について ●保護者の就労状況について ●教育・保育事業の利用状況について ●地域の子育て支援事業の利用状況について ●土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について ●病気の際の対応について ●保育所などの一時的な利用や、宿泊を伴う一時預かりなどの利用について ●小学校就学後の放課後の過ごし方について ●育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について ●益城町の子育て環境について	●お子さんご家族の状況について ●子どもの育ちをめぐる環境について ●保護者の就労状況について放課後の過ごし方について ●病気の際の対応について ●育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について ●遊びや地域活動について ●益城町の子育て支援サービスについて

②計画の記載事項の確認

計画に必要な記載事項については、次年度初めに国から示される予定です。発表後には速やかに記載事項を確認し、計画骨子及び記載内容の検討を行います。

③現計画の評価

現計画で示している各事業の見込み量と確保方策と、計画期間内の実績を確認し、過不足の有無を把握します。

また、市が実施している取組みについても、現状と課題の把握と今後の展望を整理して、第2期計画の策定に反映させることとします。

④子ども・子育て会議における検討及び意見聴取

計画の策定における各プロセス毎に、子ども・子育て会議にて検討していただき、頂いたご意見・ご要望を計画の内容に反映します。

